

〈資料2〉

意見投稿プラットフォームサイト構築事業業務委託仕様書

1 業務名

意見投稿プラットフォームサイト構築事業業務委託

2 事業の目的

「秋田県総合計画 ～秋田再興への第一歩～」(以下、「総合計画」という。)に示した2040年の秋田に向かって、県民等が想いや意見を表明したり、アイデア等を自由に書き込むことのできる意見投稿プラットフォームを構築し、多様な主体が意見の反映やアイデア等の実現に向けて共創していくオンライン上での仕組みと場(以下、「オンラインでの共創の場」という。)を構築することを目的とする。

また、県民等が他者にアイデアを求めたり、共創の取組を発信するなど、主体同士の複合的な意見交換ができるようにするためのウェブサイトとする。

なお、当該委託業務は、秋田県が実施する「県民が主役の秋田へ」共創アクション推進事業の一部であり、その全体像は次の図のとおりである。



〈参考〉

「秋田県総合計画 ～秋田再興への第一歩～」掲載ページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/94577>

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務委託の内容

次の各項に掲げる業務を工夫して効果的に組み合わせ、事業の目的が達成されるように企画提案により具体化し、実施すること。

(1) 意見投稿プラットフォームサイトの構築

2に記載する事業の目的を達成するために、ウェブサイトを構築すること。ウェブサイト全体の全体像は次の①のとおり想定している。

①ウェブサイトの全体像

本ウェブサイトは下図のとおり、機能ごとにメニューを設定し、全ページ共通で配置するグローバルナビゲーションからすべてのメニューにアクセスできる構造とする想定をしている。また、県民等が自由に書き込むことのできるメニューとアカウント登録をした者のみが投稿可能（閲覧は全員が可能）なメニューに分ける想定である。なお、掲載情報の管理・更新についても、その機能ごとに操作可能な権限を区分する。

メニューごとに想定している機能は次のとおりである。ただし、次のイからオの運用に当たっては、AIによる有害性判定（自動フィルター）の実装が必要であり、有害性の無い投稿やコメントのみが表示されるように機能を構築すること。また、自動フィルターにより、有害性があると判定された投稿やコメントは、システム内にプールされ、県が事後に確認し承認したものは投稿される取扱いとすること。

メニュー	コメント等の投稿者	ページの管理（更新含む）
コンセプト	なし	・受託者が初期設定の上、県が管理
自由意見投稿	制限なし（アクセスした者全員）	・県が管理
アイデア募集	アイデア募集：アカウント登録者 コメント投稿：アカウント登録者	・県が管理 ・アイデアを募集した者は内容の修正・削除が可能
イベント情報	イベント登録：県（イベント受託者含む） 参加表明：アカウント登録者	・県が管理 ・イベントへの参加表明をした者は内容の修正・削除が可能
共創プロジェクト（PJ） 情報	PJ登録：県、アカウント登録者 コメント投稿：アカウント登録者	・県が管理 ・PJの登録をした者は内容の修正・削除が可能

ア コンセプト

2に記載する事業の目的を達成するために、本ウェブサイトの趣旨や総合計画の内容を県民に分かりやすく伝えるメニューを設定する。

イ 自由意見投稿

県民等が日頃感じる悩みや秋田に対する想いを自由に表明できるメニューを設定する。メニューの制作に当たっては、本ウェブサイトにはアクセスした者が他者の意識や想いを手に取るように認識できるよう、一覧性と視認性を意識したデザインとすること。また、投稿された意見に対して他者が「いいね」等の反応ができるものにするなど、意見の「濃さ」が認識できるものとなるよう工夫すること。なお、このメニューは、アカウント登録に関わらず、本ウェブサイトにはアクセスした者全員が自由に書き込むことができる想定をしている。

ウ アイデア募集

一人ひとりの県民をはじめ、企業、大学、NPOなど、地域の多様な主体が、自らの取組に対するアイデアを募集できるメニューを設定する。メニューの制作に当たっては、投稿されたアイデア募集にアクセスした県民等がアイデアを書き込むことができるよう機能を構築すること。なお、アイデアの募集やそれに対する書き込みの際に、一定の責任が生じるので、ニックネームやアドレス等の登録によるアカウントの設定を要することにする想定をしている。

エ イベント情報

4 (2) ①によるイベント情報等をアクセスした県民等に周知するメニューを設定する。メニューの制作に当たっては、単なるイベント情報の掲載に留まらず、イベントに参加する主体を他者が認識できるように、各主体が参加の意思を表明できる機能を構築すること。イベントへの参加表明に当たっては、イベント参加者の共創を促す観点から、参加表明する者の取組や想いが認識できるように、一定のコメントを付した上で参加の意思を表明する取扱いとすることなど工夫すること。なお、イベントへの参加表明についても、一定の責任が生じるので、ニックネームやアドレス等の登録によるアカウントの設定を要することにする想定をしている。

オ 共創プロジェクト情報

2に示す「県民が主役の秋田へ」共創アクション推進事業の一連の流れにおいて創出された多様な主体による共創の取組やそのノウハウを広く共有するメニューを設定する。メニューの制作に当たっては、登録されたプロジェクトに共感する者の応援の気持ちや協力したい者の意見等を投稿できるように、コメント機能や「いいね」機能等を付すること。また、共創の取組を行う主体が、自らプロジェクトを登録できる取扱いとすること。この場合においては、県が内容を確認し、承認の上登録する取扱いを想定している。このとき、登録者は取組の進捗状況に合わせて、内容を随時更新できるものとする。なお、プロジェクトの登録やそれに対する書き込みの際にも、一定の責任が生じるので、ニックネームやアドレス等の登録によるアカウントの設定を要することにする想定をしている。

②ウェブサイトの企画及び設計、開発

ア ウェブサイト構築及び共通事項

県民等が積極的に本ウェブサイトを活用し、多様な主体による共創の取組がより多く生まれるよう、4 (1) ①に示す内容を前提にウェブサイトの企画・設計について提案すること。なお、この業務の目的を達成するために成果指標とその目標値を設定して業務を進めることとし、その際に定める成果指標とその目標値は企画提

案書により提案するものとする。ただし、4（1）①イへ投稿される意見の件数は成果指標として必ず設定し、その他の成果指標については、受託者決定後、県と協議の上最終決定するものとする。

イ トップページ

ポータルサイトの名称を提案の上、表記すること。なお、トップページの制作に当たっては、全ページ共通で配置するグローバルナビゲーションを設定するとともに、県公式 Instagram「あきたの声と夢が集まるアカウント」を埋め込むなど、本ウェブサイトへのアクセスが、2に示す「県民が主役の秋田へ」共創アクション推進事業全体に波及するよう工夫すること。また、アクセスした者がウェブサイト内に設定する各メニューやコンテンツに容易にアクセスできるよう、デザインや機能を工夫すること。ただし、ポータルサイトの名称及びウェブサイトのデザイン等については、受託者決定後、県と協議の上、最終決定するものとする。

ウ コンテンツ

イベント情報や共創プロジェクト等のコンテンツがアクセスした者に容易に伝わるよう、コンテンツページのデザイン及び機能を工夫すること。また、運用開始以降、各コンテンツは、本業務で導入するCMSを用いて、県等が適宜情報等を追加、更新、削除できるようにすること。

エ ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する要件

- (a) 画面の構成について、何をすればよいかが見て直ちに分かるような画面構成にすること。また、無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔で分かりやすい画面にしたり、十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いるなど工夫すること。
- (b) Webアクセシビリティを規定した「日本産業規格（JIS）JIS X 8341-3-2016」の達成基準「レベルAA」準拠を目指すこと。
- (c) 特定のブラウザやバージョンに可能な限り依存せず、スマートフォン、タブレット、パソコンなどの環境に影響されない、レスポンシブデザインとすることとし、各種OS及びブラウザにおいて、各リンクへの変遷やシステム等の動作が正しくなされることを検証すること。
- (d) 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」により、新規に構築するホームページ等については、構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」を策定する必要があるため、県と協議の上、その原案を作成すること。

オ 性能に関する要件

- (a) パソコン、タブレット及びスマートフォンでの標準的な通信速度でウェブサイトを開覧する際に、利用者がストレスなく操作できるよう、サイトを構築すること。
- (b) サーバ等の機器の容量その他については、ウェブサイトの運営に必要なスペックを考慮すること。

カ 信頼性に関する要件

- (a) サーバ等の機器は、受託者が準備することとし、日本国内かつ定期的に機器への情報セキュリティ対策状況を確認できる場所にあること。また、耐震防火、落雷対策、防水、停電対策、空調設備等が整った建物に設置すること。

(b) サーバ等機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。なお、クラウドサービスを使用する場合は、業務範囲及び機能要件において適切なものを選定すること。

(c) 処理履歴を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。

キ 情報セキュリティに関する要件

(a) 認証機能について、タイムアウト機能によるセッション遮断ができるものとする。

(b) ログイン時、複数回パスワードの入力を間違えると一定時間アカウントがロックされる機能を有すること。また、情報セキュリティに配慮したパスワードの初期化機能を有すること。

(c) サーバ等の機器は、外部からのサイトの破壊、改ざんや、盗聴、消去等されないようセキュリティ対策を講じること。

(d) 脆弱性を狙った攻撃等の既知の手法による攻撃（バッファオーバーフロー、SQLインジェクション、コマンドインジェクション、セッションハイジャック、クロスサイトリクエストフォージェリ、クロスサイトスクリプティング等）が試みられた場合にシステムのセキュリティに影響を及ぼさないことを確認すること。

ク その他要件

(a) ドメインは、pref.akita.lg.jp ドメインのサブドメインを使用することとし、ドメインの利用に関する手続きは、県と受託者が協議の上、行うこととする。

(b) 次のとおりアクセス解析ができるようにすること。

- ・全てのページについて、ページごとのアクセス件数、閲覧者の使用するブラウザ、OS等の情報が把握できるようにすること。
- ・閲覧者の接続ポイント及び参照元のURLが解析できること。
- ・時間帯別、年月日別のアクセス集計ができること。
- ・解析結果がファイル（CSV等）で保存・出力ができること。

③CMSの導入

ア CMSを導入し、専門知識がなくてもコンテンツの作成・更新等が容易にできるようにすること。

イ コンテンツの作成・更新のための操作マニュアルを作成すること。

ウ CMSには、次表をベースに機能設定すること。ただし、完全な達成が困難な項目が生じる場合に限り、受託者の提案に基づき、県と協議の上で変更できるものとする。

No.	分類	機能
1	管理、共通	<p>①IDとパスワードによる認証機能を設けること。</p> <p>②権限により、編集できるコンテンツを分けることができるようにすること。 なお、想定している権限は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">・県（10ユーザー程度）※関連イベント事業の受託者含む・共創プロジェクト登録を要する主体等（100ユーザー程度） <p>③掲載情報の更新に当たっては、承認ワークフローの設定が可能であること。</p> <p>④作成したコンテンツ等の公開イメージをプレビュー表示により確認できるとともに、指定した用紙サイズで印刷できること。</p>

		<p>⑤作成途中のページを一時的に保存し、再ログイン後に編集を再開できること。</p> <p>⑥ダッシュボードにより、アクセス上位コンテンツやコメント数等の管理を確認できること。</p> <p>⑦全てのページについて、ページごとのアクセス件数が分かるようにすること。</p> <p>⑧ディレクトリ構成や登録済コンテンツをフォルダツリーなど分かりやすい画面構成で確認できること。</p> <p>⑨カテゴリ（ディレクトリ）を自由に追加・削除等できること。</p> <p>⑩フリーワードや公開状態等による検索により、コンテンツを検索できること。</p> <p>⑪編集できる機能のアクセス制限ができること。また、アクセス権限の変更ができること。</p>
2	トップページの更新	<p>①ポータルサイトのバナー画像等の表示項目が変更できること。</p>
3	コンテンツの追加、更新、削除	<p>①ハイパーリンクの設定やファイルの添付（PDF、動画、画像、Word、Excel）ができるようにすること。また、ファイルを添付する際は、添付ファイルのサイズが自動で表示されること。</p> <p>②コンテンツ編集エディタは、段組、文章のセンタリング、太字、斜字等の変更機能を有すること。文字色はスタイルシートの適用によって変更が可能であること。</p> <p>③GoogleMaps などを用いて、施設などの所在地を表示できること。また、ページ内に情報を埋め込めること。</p> <p>④YouTube 等の動画サイトの埋め込みができること。</p> <p>⑤画像ファイルサイズのチェック機能を有し、画像登録の際、任意のサイズに拡大・縮小ができ、音声読み上げのタグをつけることができること。</p> <p>⑥表示ページの階層が判別できるように、いわゆる「パンくずリスト」を生成し表示できること。</p> <p>⑦HTML の正しい文法でページを生成すること。</p> <p>⑧公開期間の指定ができ、指定した公開期間に合わせて自動的にコンテンツの公開開始・終了ができること。</p> <p>⑨作成済みコンテンツをコピーして新規コンテンツの作成が可能なこと。</p> <p>⑩入力フォームを有したコンテンツを作成できること。また、入力フォームから送信された情報が管理者等にメール通知されること。</p> <p>⑪イベント情報や共創プロジェクト情報等の登録において、複数件の情報を csv ファイル等によりインポートできること。</p>

(2) 関連委託事業との連携

当課が実施する「地域共創空間構築事業業務委託」や「「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業業務委託」と次のとおり適切に連携すること。なお、具体の連携手法については、各委託事業の受託者決定後に打ち合わせの機会を設け、決定する。特に、ウェブサイトのデザインについては、各委託事業の受託者と協議の上、最終決定するものとする。

①「リアルな共創の場」との連携

一人ひとりの県民をはじめ、企業、大学、NPOなど、地域の多様な主体が対面につながりをつくりながら共創していくリアルな共創の場を構築するので、県民等が多数参加する仕掛けづくりについて、連携して取り組むこと。

②県民参加促進のための情報発信との連携

総合計画が県民等にとって「じぶんごと」となるよう、秋田をフィールドに取り組んでいるプレイヤーに関する動画や共創の場への集客に関する動画を作成・投稿するので、県民等が多数参加する仕掛けづくりについて、連携して取り組むこと。

(3) 全体計画の策定

事業の目的を達成するために各実施業務のスケジュール等の全体計画を策定し、適切に業務を遂行すること。なお、本ウェブサイト構築のスケジュールは次のとおり想定しており、ウェブサイト全体の完成を待たず、準備が整った機能・ページから公開するものとする。

- ・ウェブサイト構築：契約締結後から令和9年3月31日まで
※公開日から令和9年3月31日までの運用・保守を含む
 - ・ウェブサイトの完成：令和9年2月28日
 - ・ウェブサイト全体の公開：令和9年3月1日
 - ・ウェブサイトの一部公開、運用開始：令和8年8月中旬～9月頃
- ※受託者決定後、4（2）①の進捗と調整の上、一部公開時期を定める。

（4）独自提案

2に記載する事業の目的を達成するために、（1）に掲げる業務以外の取組を独自提案として提案できることとする。ただし、独自提案の実施手法については、県と協議の上、決定するものとする。

（5）ウェブサイトの運用・保守に係る要件

①ウェブサイト公開後（一部公開を含む）から令和9年3月31日について

業務委託期間におけるウェブサイトの運用・保守に係る要件は、次のとおりとする。

ア 運用・保守計画の作成

(a) 運用・保守とは、バックアップなどのシステム運用に関する作業、ヘルプデスク、インシデント管理、変更管理、リリース管理（変更過程において認められた変更作業について、実際のシステムへ変更作業を行うプロセスを指す。）、サイト保守に関する作業及びサイト障害対応等を対象とする。

(b) システムの運用・保守に必要な十分な体制（役割、作業、担当者、経験・資格）についても考慮し、システム運用・保守計画書を作成すること。

イ 運用・保守の実施

(a) 瑕疵等によりシステムに問題が発生した場合、速やかに原因の究明を行い、業務に支障がないよう対応すること。

(b) CMSの利用者からの問い合わせに対応すること。なお、問い合わせの受付方法は、電話、電子メールによるものとする。

(c) 受け付けた問い合わせは、その内容及び回答を保管、管理し、実績報告書とともに県に報告すること。

(d) システムの運用時間は、24時間365日を前提とし、ネットワーク機器の管理と監視を行うこと。

(e) サーバのデータについては1日1回以上バックアップを取得し、復旧できる状態とすること。

②令和9年4月以降におけるウェブサイトの運用・保守について

業務委託期間終了後のウェブサイト運用・保守は、本業務の対象外であるが、企画提案では、この運用・保守に要する経費についても審査項目に含めるため、当該経費について詳細な見積書（令和9年度から令和11年度における年度ごとの経費

が分かるもの)を示すこと。なお、令和9年度以降の運用・保守においては、ソフトウェアのアップデートやセキュリティバッチ処理、ウェブサイトのレイアウト変更や修正等についても、県と協議の上行うこととする。

5 打ち合わせ協議

受託者は、業務の実施に当たり、あらかじめ県と打ち合わせし、確認を受けた上で行うものとする。

6 成果品の納入

委託業務が完了したときは、業務委託完了届と実績報告書を1部ずつ電子データにより提出すること。また、ウェブサイトの公開前に、次の資料を提出するものとする。

- ・設計書
- ・操作マニュアル
- ・ウェブサイト・システム設計に関連するドキュメント
- ・委託業務により制作したコンテンツデータ（画像・動画等）

7 契約に関する条件等

(1) 契約金額について

契約金額には、本業務委託に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

- ① 委託者は、本業務委託(再委託した場合を含む)の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出するものとする。

(3) 成果品の利用

- ① 受託者が本業務委託の遂行により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)及び所有権は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者はこれらの成果品を無償で自由に二次利用できることを基本とする。ただし、これによりできない場合は、委託者へ協議し同意を得ること。なお、受託者が本業務以前から保有していた著作物(従前著作物)や、汎用的なプログラム、オープンソース等の著作権は受託者等に留保される取扱いも可能とするが、その場合も委託者と協議の上、その利用について定めることとする。
- ② 人物や施設等の内部、商品等が映り込んでいる成果品は、必ず本人又は施設関係者等の同意を得ること。
- ② 人物や施設等の内部、商品等が映り込んでいる成果品は、必ず本人又は施設関係者等の同意を得ること。
- ③ 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。
- ④ 成果品に出演者の肖像権が発生する場合にはあらかじめ許諾を得ること。

- ⑤ 受託者は、委託者の承諾無しに、成果品に係るデザイン等を他に流用することができないものとする。

(4) 機密の保持

- ① 受託者は、本業務委託(再委託した場合も含む)を実施するに当たり、業務上知り得た情報を開示、漏洩、又は本業務委託以外の用途に使用してはならない。
- ② 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとする。
- ③ ①及び②の項目については、契約期間終了後においても同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務委託(再委託した場合も含む)を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し、必要の都度、双方協議しながら進めるものとする。そのため、常に協議可能な体制を整えること。
- (2) 業務の内容は現時点での予定であり、企画提案競技における提案内容等に基づき、受託者と協議の上、変更することがある。また、本業務は秋田県政策企画部マーケティング戦略課の助言を受けながら実施するため、同席を求められた場合は対応すること。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。